

■ 教育活動の実施基準

地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発令時の教育活動実施基準

状 況			基 準	
地震	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		☐ ただちに教育活動を中止	
	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に位置する学校	☐ ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
			上記以外の学校	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業	
		調査終了	☐ 原則通常授業	

南海トラフ地震臨時情報（調査中）

実施項目	実施者
☐ 原則授業 ☐ 応急対策要員による情報収集 ☐ 校内放送等による連絡	☐ 情報連絡班、副本部長 ☐ 情報連絡班、副本部長

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 原則授業 （状況により、授業中止となる場合は以下の項目をチェック） ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 地震への備えの再確認 （集団下校する場合） ☐ 集団下校班の編成 ☐ 集団下校路の確認 ☐ 保護者への休校及び集団下校の連絡 （引き渡しをする場合） ☐ 保護者への休校及び引き渡し場所の連絡 ☐ 保護者引き渡し時の身元確認 ☐ 保護者引き渡し後状況把握	☐ 本部長 ☐ 副本部長 ☐ 全職員 ☐ 避難誘導班 ☐ 情報連絡班、避難誘導班 ☐ 避難誘導班、情報連絡班 ☐ 避難誘導班、H R 担任 ☐ 避難誘導班、副本部長

津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	< 在校時 > ☐ 通常授業 ☐ 沿岸部の活動は中止
津波警報	< 在校時 > ☐ 教育活動を中止
大津波警報	< 学校管理下外 > ☐ 避難又は自宅待機 ☐ 大津波又は津波警報が解除され、安全を確認した上で登下校

台風等による注意報・警報発令時の対応

情報		授業	対応（登校前発令）	対応（登校後発令）
注意報	強風 大雨 洪水	平常授業	□安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）	□気象情報や地域の実情に応じ生徒の安全面に配慮して下校させることもある。
警報	暴風	授業中止	□午前6時の時点で警報が発令されている場合は、午前11時まで自宅待機とする。 □午前11時の時点で警報が解除されていない場合は1日休校とする。 □午前11時の時点で警報が解除されている場合は午後の授業に間に合うように登校する。 ただし、安全に登下校することが心配される場合は学校に連絡し、自宅で待機するか状況を見て登校する。	□気象情報や地域の実情に応じ生徒の安全面に配慮して下校させる。 【確認事項】 ・交通、道路情報等の確認 ・保護者引き取りの有無 ・集団下校の確認 ・自転車通学生の安全指導 ・下校途中で帰宅不能になった場合の対処方法 ・安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、適切な対処をする。
	大雨 洪水	平常授業 又は 授業中止	□気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全を確認した上で注意して登校する。 □安全に登下校することが心配される場合は、学校に連絡し、自宅待機するか状況を見て登校する。	□気象情報や地域の実情に応じ生徒の安全面に配慮して下校させることもある。
	その他 気象警報	平常授業 又は 授業中止	□安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機） □市町から出されている避難情報に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校	□気象情報や地域の実情に応じ生徒の安全面に配慮して下校させることもある。
備考	1 気象情報はテレビ、ラジオ、NTT177番等で確認する。 また、Ｃラーニングでも配信を行う。 2 中部南・遠州南以外に居住する生徒は居住地でも警報発令に注意する。 3 「大雨警報」及び「洪水警報」が重複して発令されたときは、登下校の危険が低い場合、平常通りである。			

原子力災害発生時の教育活動実施基準

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
P A Z 内学校	ただちに教育活動中止	ただちに教育活動中止	ただちに教育活動中止